

### 3. 避難所について

避難に関する情報が出たときに慌てず行動できるように、事前に避難所を確認しておきましょう。  
(5ページ参照)

※令和2年度は、明治小体育館が改修工事のため避難所として使用できないことから、明治地区コミュニティセンターを避難所として開設します。

#### 【避難や避難所に関する注意事項】

①町から避難を呼びかけた区域以外にお住まいの方は、

**原則避難する必要はありません。**

(移動すること自体が危険なこともあります。)

②いきいきプラザは福祉避難所です。介助の必要なお年寄りや障がいのある方、妊婦、乳幼児等の配慮が必要な方専用の避難所になります。

③非常食や毛布等は各世帯で可能な限り持参してください。

(避難者数によっては、町の備蓄品が全員に行きわたらない可能性もあります。)

④ペットと避難する場合は、ゲージを用意してください。  
(ペットを避難所の中へ入れることはできません。)



#### 【新型コロナウイルス感染症への対応について】

避難所には不特定多数の方が避難してくるため、飛沫感染や接触感染が非常に生じやすい環境となります。今年の避難の際は特に、次のことに注意してください。

- ①マスクは常時着用
- ②こまめな手洗い
- ③生活に必要な物や衛生資機材(マスク等)は基本的に持参する。
- ④体調が優れない場合は、すぐに申告する。

#### ～避難にあたっては、様々な避難方法の検討をお願いします。～

避難所での避難生活は、体育館等での生活になることもあり、様々な制約があります。また、感染症対策として、避難所が過密状態になることを防ぐ必要があります。可能な場合は、以下の避難方法の検討をお願いします。

- ①親戚や知人宅への避難
- ②自宅の2階への避難(浸水想定が50cm未満の区域に限る。)

## 災害の発生に備えて

近年、記録的な大雨が日本各地で発生し甚大な被害をもたらしています。また、地震はいつ発生するかわかりません。これらの自然災害の発生に事前に備えておくことで、被害を防いだり、軽減したりすることに繋がります。

平常時から、身の回りの備えを確認しておきましょう。

また、いざという時には、周囲の人にも声をかけ、躊躇せず避難しましょう。

### 1. 食料品等の備蓄は十分ですか？

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、飲料水や保存のできる食料などを備蓄しておきましょう。



#### 食料・飲料・生活必需品などの備蓄の例

- ・飲料水 3日分(1人1日3リットルが目安)
- ・非常食 3日分(アルファ米、缶入りパン、ビスケット等)
- ・衛生用品、カセットコンロ、懐中電灯等

#### プラスα

大規模災害時には「1週間分」の備蓄が望ましいとされています。

また、飲料水とは別に生活用水も必要になりますので、日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意したり、お風呂の水をいつも張っておくなど、できる備えをしておきましょう。

自家用車をお持ちの場合は、燃料を常に1/2以上となるよう心がけることで、有事の際の安心につながります。

### 2. 非常用持ち出しバッグを準備しましょう。

自宅が被災したときは、安全な場所に避難し避難生活を送ることになります。非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。

#### 非常用持ち出しバッグの内容の例(人数分用意)

- ・飲料水、食料品(乾パン、缶詰、ビスケット等)
- ・救急用品(ばんそうこう、消毒液、常備薬等)
- ・軍手、マスク、ずきん、雨具、体温計、消毒液
- ・懐中電灯、携帯電話の充電器、携帯ラジオ
- ・衣類、タオル、ブランケット
- ・洗面用具、ビニール袋



# 避難所マップ



出典：防災タウンページ 真岡市・上三川町版(2020年4月発行)

▶問い合わせ先=総務課 防災係 ☎ 66 9 1 1 5

## 4. 避難情報は どうやって取得すればいいの？

河川の水位が上昇するなど、洪水被害発生の危険が高まったときは、町から各種避難情報が発令されます。

この避難情報は、「かみたんメール」でいち早く発信しますので、事前の登録をお願いします。その他、テレビのデータ放送やホームページにより情報を発信しています。

↓ かみたんメールの登録はこちらから

QRコードの場合



メールの場合 t-kamitan-mail@sg-m.jp



## 5. 避難情報について

避難情報及びその発令に伴う行動は次のとおりです。

警戒レベル	避難情報・気象情報	行動内容
5	災害発生情報	既に災害が発生している状況です。命を守る最善の行動をとってください。(近くの建物の2階への避難等)
4	・避難指示(緊急) ・避難勧告	速やかに避難所へ避難してください。移動することが危険な場合は、自宅の2階などより安全な場所に避難してください。(=垂直避難)
3	避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方等)とその支援者は避難を開始してください。その他の方は、避難の準備を整えてください。
2	洪水注意報、大雨注意報等	災害に備えて、防災マップ等により避難所や避難行動を確認。
1	早期注意情報	災害発生への心構え(家庭での備蓄品の準備等)

※警戒レベル1~2は気象庁が発表します。警戒レベル3以上は「かみたんメールやテレビのデータ放送等」で町がお知らせします。

※令和2年度は、昨年の台風19号による被害の復旧状況をふまえた避難情報の発令を行います。

